

豊川市監査公表第15号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年5月22日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 豊川市監査委員 | 武 | 田 | 久 | 計 |
| 同 | 鈴 | 木 | 篤 | 男 |
| 同 | 奥 | 澤 | 和 | 行 |

別紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

都市整備部公園緑地課

2 監査の範囲

令和3年4月1日～令和5年1月20日

3 監査の実施期間

令和4年12月9日～令和5年1月20日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

ア 公金の取扱事務について

イ 財産の管理に関する事務について

ウ 補助金・交付金・負担金に関する事務について

(2) 一般項目

ア 随意契約に関する事務について

イ 契約全般に関する事務について

ウ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

(ア) 豊川市赤塚山公園の公園施設使用料の徴収又は収納事務における釣銭資金について、所管部署である公園緑地課は、私人委託先である豊川市施設管理協会からの借用申請を受け、会計管理者から釣銭資金を借用し、豊川市施設管理協会に貸与していた。当該事務が、私人委託先の事務となっていることから、釣銭資金を貸与する必要性について検討されたい。

(イ) 東三河ふるさと公園整備促進期成同盟会について、設立当初は、旧御津町との同盟会であったが、合併後も公園緑地課が事務局として、引き続き市からの負担金にて事業を実施している。同盟会設立の目的を鑑み、市の予算で事業を実施するなど、同盟会の在り方について検討されたい。

(3) 意見

行政財産の貸付に伴う使用料の徴収事務において、マニュアルを整備するなど、事務処理の進め方を精査し、歳入漏れの再発防止を図るとともに、組織としてのチェック体制を強化することにより、適正な事務処理が行えるよう万全を期すことを望むものである。